

国立大学法人広島大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和 7年10月 9日(木) 10:00 ~ 11:05 広島大学東千田キャンパス 総合校舎L棟5F 地域連携 フロアSENDA LAB会議室1	
委員	委員長 清水 齊 (大学教授) 委員 井上 周子 (弁護士) 委員 小早川 幸三 (公認会計士・税理士) 委員 苅屋田 史嗣 (本学監事)	
審議対象期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日	
抽出案件(合計)	3 件	(備考)
工事(小計)	2 件	今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0 件	
一般競争 (上記工事を除く)	2 件	
公募型指名及び 工事希望型競争	0 件	
通常指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申、 又は勧告の内容	別紙のとおり	

質 問	回 答
<p>1. 案件の抽出について ・清水委員長の抽出した3案件について了承が得られた。 <今回の抽出条件> ・工事2件(建築工事1件, 設備工事1件)と設計1件を抽出 抽出基準 案件(1)入札参加者が複数, 契約金額が大きい建築工事 案件(2)契約金額が大きい設備工事 案件(3)契約金額が大きい設計業務</p> <p>2. 案件の審議について 案件(1) 【広島大学(東広島)理学部研究棟 C 5~8階改修工事】 ・入札公告の3. 総合評価に関する事項(3)評価項目のうち「品質マネジメント及び環境マネジメント」が線を引いて消されているが, これを求める契約と求めない契約にはどういう違いがあるのか, それとも工事規模などが関係するのか。</p> <p>・マネジメントとはいわゆるISOのことか。</p> <p>・例えばアスベストが飛散する可能性があるような改修工事であれば評価項目とすることもあるのか。</p> <p>・欠格事項に該当しなければ参加資格有となるということか。</p> <p>・評価点数が以前と異なっているようだが, 変更の理由はなにか。</p> <p>・1社辞退しているが辞退の理由を聞いているのか。</p> <p>・B社が落札者とならなかったのは価格の問題か。</p> <p>・本案件では3社参加しているが, 3社程度で入札を実施することが多いのか。</p> <p>・改修は定期的にあるものではなく状況に応じてということになるのか。</p> <p>・民間ビルよりも大学の改修工事の方が价格的に受注者にとって厳しいのか。</p> <p>・WG、技術審査委員会、総合評価審査委員会は規模や工事の種類によって実施するしないのルール化されているのか</p>	<p>・工事規模は関係なく, 公告時に競争参加資格等委員会において工事内容的に評価項目としたほうが良いと判断すれば評価項目とするが, 本案件は一般的な改修工事であったため評価項目から外している。改修工事でかたい縛りにすると応札業者が集まりにくいと思われる。</p> <p>・もう少し広い意味でのマネジメントになる。</p> <p>・環境に配慮する必要のある特殊な工事内容が含まれるようであれば評価項目とすることになる。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・文科省の通達に従っていると思うが後日確認して回答する。</p> <p>・電子入札で行っているので直接聞くということはないが, 想定される理由としては, やる気はあったが内容を見て辞退したか, 監理技術者が不足しており, 同時期の他の官庁工事が先に決まり1人で2つの仕事を持つことができないため辞退せざるを得なくなったかのどちらかだと思われる。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・以前は5社程度参加することが多かったが, 最近では人手不足の影響から3社や2社, 案件によっては1社ということが多くなっている。新築よりも改修工事の方が人気がないため同時期に新築の案件があればそちらに流れる傾向にある。</p> <p>・国の施策で予算がついて改修を実施するという流れになる。昔は元施工が改修工事にあたるが多かったが最近では改修工事には興味が無いようである。民間ビルであればスクラップアンドビルドで建て替えとなるが大学だと30年40年使用し改修して更に30年40年使用するため魅力が少ない。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・広島大学工事請負契約細則に定められている。</p>

質問	回答
<p>・入札公告に「施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。」と記載があるが、建築工事の場合だと1級施工管理技士ということになると思われるが、同等ということは1級建築士でも良いということか。どの資格が同等ということがリスト化されているのか。</p>	<p>・そのとおりである。国土交通省が「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」を公表している。</p>
<p>・評価項目の「ワーク・ライフ・バランス等の推進」を評価する基準があるのか</p>	<p>・えるぼし認定やくるみん認定などの認定証の有無で判断することになる。認定を受けるためには社員の男女比率などの基準があり取ることが出来ない企業もある。</p>
<p>・評価項目の「賃上げの実施を表明した企業等」については何で判断するのか。</p>	<p>・企業の従業員に対する賃上げ表明の有無により判断する。</p>
<p>案件(2) 【広島大学(東広島)SKCM²棟新営機械設備工事】</p>	
<p>・SKCM²とは何か。</p>	<p>・持続可能性に寄与するキラルノット超物質拠点(International Institute for Sustainability with Knotted Chiral Meta Matter)の略称である。</p>
<p>・1者入札となっているが設備工事の方が建築工事よりもひっ迫しているということか。</p>	<p>・広島駅ビルのような大きな工事があるとゼネコンの下にサブコンがつくのでそちらへほとんどの人材がとられてしまうような状況になっているため非常に厳しい。防衛の工事が始まると広島大学に来てもらえないこともあり得る。</p>
<p>・入札公告の工事概要には機械設備工事と記載されているが資料の案件一覧には工事種別が管となっている。機械設備は管工事に分類されているのか。管だと空調設備のイメージがあるが空調の機械設備の工事ということか。</p>	<p>・案件一覧の記載は文部科学省の競争参加資格の種類を記載している。本案件は空調に限らず他の機械設備を含めた工事であり、管の競争参加資格を有することを条件として入札を実施したものである。</p>
<p>・入札公告に「ただし、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を2現場まで認める。」とあるが最近の人手不足によりここ1,2年で追加されたのか。</p>	<p>・もっと前から追加されている。</p>
<p>・入札の時点で補佐するものが誰になるかということまで求めているのか。</p>	<p>・求めている。</p>
<p>・評価点が一定未満だと駄目という点数はないということか。</p>	<p>・欠格でなければ応札できることになる。</p>
<p>・本案件では入札回数2回で落札となっているが、入札を何回までおこなうか決まりがあるのか。</p>	<p>・公告時には入札執行回数は、原則として2回を限度とするとしているが、入札額と予定価格との開きが少ない場合は3回目をおこなうことがある。</p>
<p>・入札時、これ以上下げられないと途中で辞退されることはあるのか。その場合はどうするのか。</p>	<p>・途中で辞退されることはある。その場合は入札を中止し再公告をおこなうか不落随契を結ぶかの2択になるが、予算の制約で工期が限られているということがなければ内容を見直す等し再公告になる。</p>
<p>・公告はどのような形でおこなっているのか。</p>	<p>・WTOであれば官報掲載、それ以外は本学のホームページに掲載している。</p>

質問	回答
<p>・ホームページに掲載するだけでは業者が毎日見る必要があるのではないか。</p> <p>・競争参加資格の有無の通知日と入札書提出期限の間に年末年始を挟んでいるが、年末年始の休みを考慮した日程になっているのか。</p> <p>・年末年始を外すような日程に出来なかったのか。</p>	<p>・建設新聞等、本学がホームページに掲載した内容を基に情報提供する業者もある。また、年度当初に発注見通しを公表しているのもその情報を基に予定時期にホームページを確認されていると思われる。</p> <p>・お盆や年末年始は我々も休みであり、質問などの対応もできないため考慮して日程を組んでいる。</p> <p>・本工事に関しては建築工事との兼ね合いでこの時期にせざるを得なかった。</p>
<p>案件(3) 【広島大学(東広島)理学系研究棟C改修(Ⅰ)設計業務】</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式の場合は調査基準価格の設定はしないのか。</p> <p>・本案件は参加が1社であるが、評価点数と落札に何か関係があるのか。例えば評価点数が低い場合に契約をしないというような基準はあるのか。</p> <p>・履行期限が6/21ということで契約日からの期間が短いが実施可能な業務量だったのか。</p> <p>・環境配慮型プロポーザル方式の適用業務となっているが、最近の傾向として設計業務は全て環境配慮型なのか。それとも本案件特有の理由があるのか。</p> <p>・「簡易公募型プロポーザル方式(拡大)」の「拡大」はどのようなものか。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・評価点数と落札は別である。もし複数者の参加があればまず1番評価点数の高い者に見積を求め、価格が折り合わず辞退されれば次に評価点数の高い者から見積を求めるといった流れになる、評価点から見積を定める順番を決めるためのものである。</p> <p>・本案件は単年度予算の事業であり、設計・施工を1年で収める必要があった。公告は早くおこなったが予算示達を受けての契約となり期間が短くなった。もし完了しなければ履行期限の延長をおこなっていたが、その場合でも工事入札の公告ができるころまでは完成させ延長した期間で開札に間に合うよう積算等残りの業務を実施することになる。</p> <p>・文科省より年に1件は環境配慮型で設計業務をおこなうよういわれているが、広島大学としては基本的には環境配慮型で実施するようにしている。</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式は予定価格5000万円以上が対象であったが、平成19年度より5000万円未満に対象を拡大し、これに準じた方式として簡易公募型プロポーザル方式(拡大)が実施されることとなった。</p>
<p>3. 意見の具申又は勧告について</p> <p>・具申ではないが評価点が以前と変更となった経緯を後日教えてもらいたい。</p> <p>・1者入札になった場合に評価点が極端に低くても入札に進んでいけることが良いのかについて後日回答いただきたい。</p>	<p>・了解</p> <p>・了解</p>
<p>4. 議事録の確認について</p> <p>・(清水委員長)本日の議事録を事務より送付する。了承を得たのち広島大学HPに公表する。</p>	
<p>5. その他</p> <p>・次回の委員会は令和8年9月頃に開催することが了承された。</p> <p>・次回の審査対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とすることが了承された。</p>	

質 問	回 答
・次回の案件抽出は引き続き委員長が担当することが了承された。	